

別紙様式第 12 号 (第 128 条関係)

	← 29.7cm以上 →
20. cm 以 上	労働金庫代理業者許可票 労働金庫代理業 許可番号 金融庁長官 () 第 号 (財務 (支) 局長) 厚生労働大臣 () 第 号 (労働金庫代理業者の商号、名称又は氏名) (所属労働金庫の名称)

(記載上の注意)

1. 「所属労働金庫の名称」には、所属労働金庫（労働金庫法（以下「法」という。）第 89 条の 3 第 3 項に規定する所属労働金庫をいう。以下同じ。）の名称を記載すること。二以上の所属労働金庫があるときは、全ての所属労働金庫の名称を記載すること。
2. 法第 89 条の 4 に規定する金庫等が労働金庫代理業を行う場合にあつては、許可番号に代えて、同条の規定により労働金庫代理業を行う者である旨を表示すること。
3. 銀行法等の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 106 号。以下「改正法」という。）附則第 13 条第 1 項の規定により改正法の施行日から起算して三月間、法第 89 条の 3 第 1 項の許可を受けず労働金庫代理業を行うことができる者にあつては、「労働金庫代理業者許可票」の文字を削り、許可番号に代えて、改正法附則第 13 条第 1 項の規定により法第 89 条の 3 第 1 項の許可を受けず労働金庫代理業を行う者である旨を表示すること。